

平成23年度 嘉手納町職員採用候補者試験案内

嘉手納町役場総務部総務課
〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地 町役場2階
電話 (098) 956-1111 (内線221、222)
嘉手納町ホームページ <http://www.town.kadena.okinawa.jp/>

嘉手納町職員採用候補者試験を次のように実施いたします。

(1) 職種、採用 人員及び 受験資格	職 種 区 分		採用人員	資 格			
	一 般 事務職	初級A	若干名	① 学 歴 学校教育法による高等学校又は短期大学卒業者（平成24年3月卒業見込者を含む。）若しくはこれと同等と認められる者 ② 年 齢 昭和56年4月2日以後生まれの者 ③ 住所要件 平成23年6月17日現在嘉手納町に住民登録がされ、引き続き住所を有する者又は学業等の事由により一時的に住所を他に移転している者			
		上級B	若干名	① 学 歴 学校教育法による4年制大学卒業（平成24年3月卒業見込者を含む。）以上又はこれと同等以上と認められる者 ② 年 齢 昭和56年4月2日以後生まれの者 ③ 住所要件 平成23年6月17日現在嘉手納町に住民登録がされ、引き続き住所を有する者又は学業等の事由により一時的に住所を他に移転している者			
	保健師C		若干名	① 資格免許 保健師免許を有する者（平成24年3月までに取得見込者を含む） ② 年 齢 昭和51年4月2日以後生まれの者 ③ 住所要件 無			
	保育士D		若干名	① 資格免許 保育士資格かつ幼稚園教諭2種免許を有する者（平成24年3月までに両方取得する見込者を含む。） ② 年 齢 昭和46年4月2日以後生まれの者 ③ 住所要件 平成23年6月17日現在嘉手納町に住民登録がされ、引き続き住所を有する者又は学業等の事由により一時的に住所を他に移転している者			
(2) 欠格事項	次のいずれかに該当する者は、受験できません。 ① 日本国籍を有しない者 ② 地方公務員法第16条に該当する者						
(3) 試 験	第一次	① 一般事務職 筆記試験〔一般教養試験（2時間）〕 ② 保健師 筆記試験〔一般教養試験（2時間）、専門試験（1時間30分）〕 ③ 保育士 筆記試験〔一般教養試験（2時間）、専門試験（1時間30分）〕					
	第二次	第一次試験の合格者について面接試験を行う。					
(4) 日 時 及 び 場 所 等	区 分	試 験 日 時	試 験 会 場	合格発表	合格発表の方法	そ の 他	
	第一次 試 験	平成23年9月18日(日) 受付 午前9時00分から 午前9時30分まで 開始 午前10時	ロータリープラザ 及び町役場	平成23年 10月14日(金)	町役場の掲示板 及び嘉手納町ホームページでお 知らせします。	○ 試験会場は、受験者数決定後、受験票にて通知します。また、町役場の掲示板及び嘉手納町ホームページでお知らせします。 ○ 第一次試験合格者は第二次試験を行います。	
第二次 試 験	面接 平成23年11月6日(日) (時間については、第一次試験合格者あてに通知します。)	ロータリープラザ	平成23年 11月15日(火)		○ 第二次試験は面接試験を行います。 ○ 第二次試験受験者は事前に健康診断書を提出していただきます。 (健康診断の費用は受験者負担)		
(5) 受付期間 場 所 等	申込書配布 平成23年8月1日(月)～平成23年8月17日(水) 午前8時30分～午後5時15分(昼食時間を除く。) 土・日・祝祭日を除く。 受付期間 平成23年8月3日(水)～平成23年8月17日(水) 午前8時30分～午後5時15分(昼食時間を除く。) 土・日・祝祭日を除く。 受付場所 嘉手納町役場総務部総務課（町役場2階） ※ 郵送で請求する場合は、封筒に「採用試験案内請求」と朱書きした上、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズ）を必ず同封し、嘉手納町役場総務部総務課あてに送付してください。						
(6) 申込方法	① 申 込 先 嘉手納町役場総務部総務課（町役場2階）[〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地] ② 申込手続 受験申込書（写真貼付） 町役場総務課備え付けの用紙を使用してください。 ※ 写真（縦4.5cm×横3.5cm）は最近3か月以内に撮影した上半身のみの証明書用とし、50円切手を受験票（ハガキ）の所定のところに貼付してください。 ※ 持参の場合は、嘉手納町役場総務部総務課へ提出してください。郵便で申し込む場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留にしてください。平成23年8月17日（水）の消印があるものまで受け付けます。 ※ 平成23年8月31日（水）までに受験票が本人に届かない場合は直ちに御連絡ください。						
(7) 最終合格者 の取扱い	① 採用候補者名簿への登載 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで採用候補者名簿に登載します。 ② 採用 職員に欠員が生じ、採用の必要がある場合は、採用候補者名簿登載者の中から採用します。 ③ 平成24年3月31日までに資格、免許等の資格要件が満たせない場合は、採用しません。						